

飛騨市告示第350号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和5年第4回飛騨市議会定例会を招集する。

令和5年11月14日

飛騨市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和5年11月28日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛騨市役所 議事堂

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年11月28日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度飛騨市一般会計補正予算(専決第2号))
第4	議案 第91号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第92号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第93号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第94号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第95号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第96号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第97号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第98号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第99号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第100号	飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第101号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第102号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年11月28日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第103号	指定管理者の指定について	(ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)	
第17	議案 第104号	指定管理者の指定について	(飛騨市古川味処施設)	
第18	議案 第105号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について		
第19	議案 第106号	損害賠償の額の決定について		
第20	議案 第107号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について		
第21	議案 第108号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について		
第22	議案 第109号	指定管理者の指定について	(飛騨市多機能型障がい者支援センター)	
第23	議案 第110号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について		
第24	議案 第111号	指定管理者の指定について	(飛騨市黒内屋内運動場)	
第25	議案 第112号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について		
第26	議案 第113号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について		
第27	議案 第114号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について		
第28	議案 第115号	指定管理者の指定について	(飛騨市火葬場)	
第29	議案 第116号	指定管理者の指定について	(古川町農産物直売施設)	
第30	議案 第117号	指定管理者の指定について	(神岡町農産物直売施設)	

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年11月28日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第31	議案 第118号	指定管理者の指定について	(飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場)	
第32	議案 第119号	指定管理者の指定について	(森茂牧場)	
第33	議案 第120号	指定管理者の指定について	(地域交流センター船津座)	
第34	議案 第121号	指定管理者の指定について	(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)	
第35	議案 第122号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算	(補正第3号)	
第36	議案 第123号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算	(補正第2号)	
第37	議案 第124号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計補正予算	(補正第2号)	
第38	議案 第125号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算	(補正第2号)	
第39	議案 第126号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第40	議案 第127号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第41	議案 第128号	令和5年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算	(補正第1号)	
第42	議案 第129号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算	(補正第2号)	

○出席議員（12名）

1番	小水	笠	原上	美雅	保	子廣
2番	上	ケ	吹端	豊		孝二
4番	井澤			浩史		朗美
5番	住徳		田島	清純		次博
6番	前野		川村	文勝		憲子
7番	籠高		山原	恵邦	美	子子
8番	葛		谷	寛		徳
9番						
10番						
11番						
12番						
13番						

○欠席議員（1名）

3番	谷	口	敬	信
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
総務部長	谷	畑	孝	之
企画部長	森	尻	雄	郎
市民福祉部長	藤	田	弘	史
商工観光部長	畑	井	あ	さ
農林部長	野	上	久	徳
基盤整備部長	森	村	英	樹
環境水道部長	横		裕	和
病院事務局長	佐	山	直	樹
教育委員会事務局長	野	藤	賢	一
会計管理者	渡	村	康	智
消防長	堀	邊	文	郎
財政課長	上	田	浩	司
		畑		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な
			み	み

目次

◆開会	2
◎議長（住田清美）	2
◆日程第1 会議録署名議員の指名	2
◎議長（住田清美）	2
◆日程第2 会期の決定	2
◎議長（住田清美）	2
◎議長（住田清美）	2
◎議長（住田清美）	2
△市長（都竹淳也）	2
◎議長（住田清美）	5
△市長（都竹淳也）	5
◎議長（住田清美）	6
◆日程第3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））	6
◎議長（住田清美）	6
□総務部長（谷尻孝之）	6
◎議長（住田清美）	6
◎議長（住田清美）	6
◎議長（住田清美）	6
◎議長（住田清美）	7
◎議長（住田清美）	7
◆日程第4 議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する 条例について から 日程第42 議案第129号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）	7
◎議長（住田清美）	7
△市長（都竹淳也）	7
◎議長（住田清美）	8
□総務部長（谷尻孝之）	8
◎議長（住田清美）	10
◎議長（住田清美）	10
◆閉会	10
◎議長（住田清美）	10

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

本日の欠席議員は、3番、谷口議員であります。

それではただいまから、令和5年第4回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、5番、井端議員、6番、澤議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（住田清美）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、11月28日から12月14日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、11月28日から12月14日までの17日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。

議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、令和5年第4回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集を賜りまことにありがとうございます。今任期最後の定例会でございます。12月14日までの17日間にわたりまして、重要な案件につきましてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

会議の冒頭に当たりまして、10月27日に行いました市職員の懲戒処分のご報告を申し上げます。

本件処分の発端となった事件は、当時、総務部主査の37歳男性職員が高山市内の路上で発生した交通事故の被害者であるという優位な立場を利用し、9月2日に相手側の女性に対し義務のない面会を要求した上で、同意を得ることなく停車中の車内で2回抱きついたとして、10月4日にストーカー規制法違反その他の容疑により逮捕されたものであります。まずもって被害に遭われた方に改めて心からお詫びを申し上げますとともに、市政への信頼を損なう事態となったことについて、市民の皆様にも深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

この事件といたしましては、捜査の結果、10月12日に不起訴、起訴猶予処分が決定され、職員が釈放されましたが、市としての処分の判断を行うため、その翌日から当該職員の供述による事実確認を進めたところでございます。その結果、逮捕容疑について事実であることを認めるとともに、これとは別に、令和2年秋頃から令和3年2月にかけて、勤務時間外に同僚職員に対するハラスメント行為を行っていた事実が判明したことから、10月23日、弁護士等の外部有識者3名を交えた懲戒処分等審議会を開催し、事実認定及び処分量定の判定を行ったものでございます。

処分内容は、「飛騨市職員の懲戒処分等に関する規程」に基づく停職とし、その期間は6か月といたしました。これは「飛騨市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」に定める最長の停職期間となるものでございます。さらに懲戒審議会の席上、審議委員からこうした一連の非違行為が、本人の性格に根差すものであり、地方公務員としての資質を疑問視する指摘があったことも踏まえ、別途、10月25日に分限処分審査委員会を開催し、現在の職に必要な適格性を欠くと判断し、併せて分限処分を行いました。分限処分の内容は、現在の中堅クラスの職位である主査から最下位の職位である主事の職に2階級降任とするものでございます。

職員本人からは、後悔の念と反省が示され、家族からも寛大な処分を求める嘆願書が提出されるなどしましたが、法令遵守が義務づけられ、より厳しい道德規律が求められる公務員として、到底許されない軽率かつ不適切な行為であることには変わりはなく、厳しい処分としたところでございます。

今回の事件は、これまで長年にわたって培ってきた市政全体の信用を著しく損なうだけではなく、飛騨市そのもののイメージを傷つける重大な事態であります。本日より3日間、常勤職員を対象とした公務員倫理研修を実施することに加えて、会計年度任用職員を含む全職員に「服務違反防止ハンドブック」を配布し、改めて綱紀粛正と服務規律の徹底を図り、いま一度、襟を正して真摯な姿勢で職務に邁進することを徹底してまいります。

他方で、今回の事件を通じ、公務外の私生活の行動を指導・管理する難しさを痛感するとともに、社会人経験のある新規採用職員が多くを占めるようになっていく中で、採用の際の面接や審査をどう見直すべきか、採用後に公務員としてのモラルをどのように指導すべきかという課題も明らかになったと考えており、これらの点について、専門家の指導も得ながら、効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、お手元にお配りいたしております行政報告の中から、9月定例会以降の市政の取り組みについて6点のご報告を申し上げます。

最初に、9月23日土曜日、山之村小中学校の子供たちの発案・企画・運営による山之村まつりに参加をいたしました。子供たちの学校をなくしたくない、山之村の魅力をたくさんの人に知ってほしいといった熱い思い、強い願いから生まれた企画でありまして、一昨年、昨年に行われた

古川町内での販売会を踏まえ、今年は会場を山之村牧場に移し、山之村の魅力を現地で体感してもらう形での開催となったものでございます。牧場内には、学校で行われているふるさと学習で学んだ成果を発表するブースが設けられ、小学校2年生の児童は猟師食堂の紹介を、3・4年生は山之村に生息する魚や山菜の魅力を、5・6年生は山之村の特産品を活用した新商品の開発を、中学生からはこれまで実施した販売会や地域の人と一緒にやってきた取り組みなどが紹介されましたが、それぞれに子供たちの思いや願いが表情や口調に表れており、心揺さぶられる本当に素晴らしい取り組みでございました。

次に、10月8日土曜日、ひだ流葉スキー場において、第1回ひだ流葉クロスカントリー2023を開催いたしました。近隣の飛騨地域の子供たちに加え、遠くは北海道や大阪府など県外からの参加者を含む総勢160人のエントリーがあり、8割以上の参加者からは、また参加したいとの高い評価をいただきました。大会の運営にご尽力いただいた関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。かねてより、ひだ流葉スキー場のオフシーズンは健康ウォーキングやドローンパークとして利用されているところですが、北アルプスを望む美しい景観を存分に生かしたこの大会を、おもてなし要素なども改善しつつ、今後も継続開催してまいりたいと考えております。

続きまして、10月16日月曜日、若狭おおいファンクラブ主催の「おおい町・飛騨市ファンクラブ交流会」が福井県大飯郡おおい町の「ホテルうみんぴあ」にて開催され、飛騨市からおでかけファンクラブの位置づけで参加をいたしました。当日は中塚寛おおい町長はじめ、おおい町観光協会、若狭おおいファンクラブ会員などから42名の参加があり交流を深めてまいりました。ご承知のとおり、おでかけファンクラブは全国の飛騨市ファンクラブの会員などが自ら主催する交流会に市長や市職員が参加させていただくもので、これまでに各地で4回開催されております。交流会の中ではレクリエーションを取り入れ、飛騨市の観光や地域の魅力を伝えるほか、懇談しながら飛騨市の特産品を楽しんでいただきました。さらには今回の交流を通じて、新たな試みとして冬季におおい町の水産物を飛騨市内で販売する計画が持ち上がっており、今後様々な形で交流が発展していくことを期待しているところでございます。

次に、10月29日日曜日、飛騨市文化交流センターにおいて、飛騨市山城シンポジウム「姉小路氏城館跡の実像に迫る」を開催しました。山城につきましては、古川城跡、小島城跡、野口城跡、向小島城跡、小鷹利城跡を「姉小路氏城跡」として国史跡への指定を目指していたところ、10月20日に行われた文化庁の文化審議会において国史跡の指定が答申され、今後、官報告示を経て史跡とされる見込みとなっております。この価値を多くの方に知ってもらうために開催した山城シンポジウムでは、各分野の先生方より様々な視点からその変遷に至る価値や魅力が語られ、特に姉小路氏城跡については、姉小路氏が築城し、三木氏や金森氏が改修したという変遷が分かることや、切岸など人工的でダイナミックな城郭遺構の特徴が述べられました。最後の討論では、多くの市民や山城ファンからの質問が寄せられ、改めて山城を大切に思う方が多数おられることを実感できました。今後も姉小路氏城跡の保存活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、11月14日に、岐阜県市長会役員により、森林環境譲与税に関する緊急要望活動を行いました。私、副会長を拝命しております。森林環境譲与税は森林の整備及びその促進を図るための財源として、令和元年度から譲与が始まっておりますが、かねてからその譲与基準には課題があると指摘をされておりました。それは、現在の基準では、総額の50%が私有林人工林面積、30%

が人口、20%が林業就業者数により配分されるため、森林が無い、または少なくとも、人口が多い都市部自治体に多くの譲与税が配分されることになるためです。今回の緊急要望では、林野庁長官、自民党税調会長、県選出国會議員に対し、譲与額のうち令和6年度から増額される分について、私有林人工林面積に係る割合を高めるなど、森林環境譲与税の趣旨と自治体間のバランスを考慮した配分基準とするよう見直しを強く求めてまいりました。また、同日午前には私が座長代理を拝命しております全国市長会・林政問題に関する研究会においても同様の要望を取りまとめ、政府に提出をいたしました。報道等によれば、これらを受け、人口配分の比率を下げ、私有林人工林面積割合を増やす方向で検討が進められているとのことですが、飛騨市においても森林環境譲与税は森林整備や広葉樹のまちづくりを進める上で大変重要な財源となっておりますので、今後もこうした制度上の課題を検証し、声を上げていきたいと考えております。

最後になりますが、子供たちの活躍についてご報告を申し上げます。まず中学生の活躍です。10月14日に開催された岐阜県中学校体育大会地区駅伝大会では、古川中学校の男子が6位、女子が3位に入賞、女子4区の谷倉小雪さんが見事に区間賞を受賞し、11月11日に開催された県大会に男女ともに出場し、仲間と励まし合いながら、最後までたすきをつなぎ走り切りました。また、「第26回全国ヤングクラブバレーボール大会」に古川中学校3年の谷口柊音さん、玉舎みずきさん、野田芽里さんが出場されました。岐阜県少年消防クラブ運営指導協議会が募集した火災予防運動に関するポスターでは、古川中学校3年生の柚原天音さんが応募総数5,644点の中から、最高位である岐阜県知事賞を受賞されました。

最後は高校生の活躍です。県立飛騨神岡高等学校のロボット部が10月7日、8日に横浜市で開催された「ロールス・ロイス サイエンスキャンプ2023」の決勝大会に出場し、2年生の倉住夏音さん、中島聖音さん、1年生の田中万達さんのチーム「Neutrino」が最優秀賞を受賞しました。また、古川中学校卒業生である石川県星陵高等学校3年生の倉畑鉄将さんが、石川県大会を見事に勝ち抜き「第102回全国高等学校サッカー選手権大会」に出場いたします。

この秋は、夏に引き続き本当に多くの子供たちの活躍があり、明るいニュースとして多くの市民に元気を与えてくれました。全ての選手や生徒のこれまでの日々の努力をたたえるとともに、これからのさらなる活躍を大いに期待し、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の発言を終わります。

それではここで市長より、今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件についてご説明を申し上げます。

今回は承認案件が1件、条例の改正が18件、指定管理者の指定が12件、損害賠償の額の決定が1件、補正予算が8件の合計40件でございます。承認案件は一般会計補正予算（専決第2号）で、ふるさと納税寄附金の増加に伴う調整でございます。次に指定管理者の指定ですが、山之村キャンプ場ほか11施設の期間満了に伴う管理者の指定でございます。損害賠償の額の決定につきましては、神岡町において市有地内の石垣が崩壊し、隣接する個人所有倉庫の壁の一部を破損させた

ことによる損害賠償額の決定です。

なお、補正予算、条例改正等については、後ほど説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））

◎議長（住田清美）

日程第3、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第5号につきましてご説明申し上げます。

本件は令和5年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号）について、令和5年10月2日に専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に10億円を追加し、予算の総額を209億6,053万円とするものです。

6ページをご覧ください。歳入になります。一般寄附金のうち、ふるさと納税ですが、寄附額が想定を超える金額となったため所要額を補正するものです。

次ページをご覧ください。歳出です。一般管理費では納税額の3割を占める返礼品や宅配事業者に係る通信運搬費、納税サイトへの手数料、中間支援事業者に対する委託料等の諸経費を増額補正し、東京大学寄付金、東北大学寄付金を調整した上で歳入歳出を差し引きした金額を、最下段にあります会計管理費のふるさと創生事業基金に積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◆日程第4 議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する
条例について
から

日程第42 議案第129号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）

◎議長（住田清美）

日程第4、議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第42、議案第129号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）についてまでの39案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは議案第122号から議案第129号にて提案しております補正予算の審議をお願いするに当たりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末に近く事業期間が短いことを踏まえ、政策的な要素は少ない補正予算となっており、人事院勧告に伴う職員人件費等の調整、各種事業の精算など事業費の調整が中心となっておりますが、一方で物価高騰対策予算を追加しており、喫緊の課題に対応した内容となっております。

それでは、本予算における主要施策の概要についてご説明申し上げます。

総務費では、市制20周年に合わせて、飛騨市が有する様々な魅力を内外に発信するためのシティープロモーション動画の制作委託料200万円を計上するとともに、地域間の交流・にぎわいを創出する事業を支援する補助金200万円を計上いたしました。また、想定を上回る移住者の転入があることから、報償品費100万円に加え、住宅ニーズに対応する空き家流動化対策補助金600万円を追加計上いたしました。このほか、戸籍法の一部改正により戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることに伴うシステムの改修経費800万円を計上しております。また、市民がマイナンバーカードを利用して証明書等を取得することができる交付端末機を市内の郵便局3局に設置する経費900万円を計上しております。

民生費では、適正な価格転嫁ができない医療・介護・障害福祉施設等の光熱費高騰に対する支援金を2,000万円、私立保育園には支援金100万円を計上いたしました。また、医療機関への受診者数が増加していることから、不足が見込まれる福祉医療助成費700万円を追加計上するととも

に、高額な治療費が必要となる生活保護者への医療扶助費500万円を追加計上いたしました。このほか、放課後等児童デイサービスや保育所等訪問支援を利用する児童数が増えたことから、給付費400万円を追加計上したほか、一時託児のニーズ増加に伴うファミリーサポートセンターへの委託料100万円を追加計上しております。

衛生費では、带状疱疹の予防接種希望者数が多いことから、不足見込額300万円を追加計上いたしました。

労働費では、新たな人材確保に向けての就職情報サイトへの掲載や就職フェアへの出展などを積極的に活動を行う市内事業者の増加に伴い、補助金100万円を追加計上いたしております。

商工費では、市内事業者の省エネ・省力化に関する認識の高まりから補助金申請が増加しており、設備導入経費に対する補助金200万円を追加計上するとともに、D Xを活用した業務の合理化・効率化を図る補助金100万円を追加計上しております。また、観光施設におけるMプラザのろ過装置設備修繕、ホテル季古里の大浴場外壁修繕、流葉キャンプ場コテージの凍結防止ヒーター修繕など、営業に支障が生じないように工事費200万円を追加計上いたしました。

土木費では、岐阜県補正予算にて土木事業費が増額されたことに伴いまして、県道改良事業を進捗させるための負担金700万円を追加計上しております。

教育費では、令和5年8月に発生した落雷により、文化交流センターの機器が一部故障したことから、修繕にかかる経費100万円を追加計上しております。

このほか人事院勧告に伴う職員の人件費につきましては、月例給の改定やボーナスの改定など所要額を各費目に計上いたしました。また、指定管理32施設に対する本年10月から12月までの物価高騰支援について、総額1,500万円を支援金としてそれぞれ計上しております。

以上、今回の補正予算は一般会計で7,400万円を追加し、補正後の予算額は210億3,400万円となります。なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、市税や国県支出金、基金繰入金のほか、9月補正において財源を留保しておりました予備費を減ずることで調整しております。

最後に特別会計では、国民健康保険特別会計のほか5会計につきまして人事院勧告に伴う人件費を調整するほか、事業の進捗に合わせた調整を図る補正を行うこととし、企業会計では、病院事業会計で人件費の調整を行っております。

以上をもちまして私の提案説明を終わらせていただきます。条例その他の議案につきましては、総務部長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、条例その他議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例については、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う改正となります。

議案第92号から議案第97号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてか

ら、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、今年度の人事院勧告に基づく給料表及び期末手当、勤勉手当の支給割合の改定となります。

議案第98号、飛騨市税条例の一部を改正する条例については、入湯税の課税対象者等の見直し及び税額変更に伴う改正となります。

議案第99号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例については、飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すぱ～ふるの施設移管及び使用料等の見直しに伴う改正となります。

議案第100号、飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例については、同じく飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すぱ～ふるの施設移管及び使用料等の見直しに伴う改正となります。

議案第101号、飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例については、長期継続契約とすることができる契約の追加及び表記を整理統一するための改正となります。

議案第102号から議案第104号の3案件につきましては、いずれも指定管理者の指定案件でございます。議案第102号は山之村キャンプ場、議案第103号はひだ流葉スキー場及びMプラザ等関連施設、議案第104号は飛騨市古川味処施設となります。

次に、議案第105号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例については、行政区の区域の統合に伴う改正となります。

議案第106号、損害賠償の額の決定については、市有地の石垣が崩れたことによる倉庫破損事故における損害賠償額の決定となります。

議案第107号、飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正となります。

議案第108号、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例については、飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しに伴う改正となります。

議案第109号、指定管理者の指定については、飛騨市多機能型障がい者支援センターの指定案件となります。

議案第110号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例については、飛騨市学校開放施設及びスポーツ施設の使用料見直しに伴う改正となります。

議案第111号、指定管理者の指定については、飛騨市黒内屋内運動場の指定案件となります。

議案第112号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正となります。

議案第113号、飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の改正となります。

議案第114号、飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例については、飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う改正となります。

次に、議案第115号から議案第121号の7案件は、いずれも指定管理者の指定案件でございます。議案第115号は飛騨市火葬場、議案第116号は古川町農産物直売施設、議案第117号は神岡町農産物

直売施設、議案第118号は飛騨市肉用牛繁殖センター及び万波牧場、議案第119号は森茂牧場、議案第120号は地域交流センター船津座、議案第121号は飛騨市星の駅宙ドーム・神岡となります。

以上で提出議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

ただいま提案説明のありました議案第91号から議案第129号までの39案件につきましては、12月6日から12月8日までの3日間、質疑を予定いたしております。質疑のある方は発言通告書によりお願いいたします。なお、質疑、一般質問の発言通告書は11月30日木曜日、午前10時が締め切りでございますのでお願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、11月29日から12月5日までの7日間を休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、11月29日から12月5日までの7日間は議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時35分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田 清美

飛騨市議会議員（5番） 井端 浩二

飛騨市議会議員（6番） 澤 史朗